

新 温 泉 町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 3 月

新 温 泉 町

新温泉町新型インフルエンザ等対策行動計画

目 次

I はじめに

- 1 取り組みの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 町行動計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

- 1 対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
 - (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 社会全体での取り組み
 - (2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成
 - (3) 医学的ハイリスク者への対応の充実
- 3 対策実施にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 病原性・感染力に応じた適切な対策の実施
 - (2) 発生段階に応じた対応
 - (3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響
- 4 計画における主要な対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 実施体制
 - (2) 情報収集・提供
 - (3) 予防・まん延防止
 - (4) 予防接種
 - (5) 医療体制
 - (6) 町民生活の安定の確保
- 5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・ 16
 - (1) 基本的人権の尊重
 - (2) 危機管理としての特措法の性格
 - (3) 関係機関相互の連携・協力の確保
 - (4) 記録の作成・保存
- 6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担・・・・ 17
 - (1) 国の役割
 - (2) 県の役割
 - (3) 町の役割
 - (4) 医療機関の役割

- (5) 指定（地方）公共機関の役割
- (6) 登録事業者の役割
- (7) 一般の事業者の役割
- (8) 町民の役割

7 患者情報等の取扱いに係る考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- (1) 患者の個人情報
- (2) 県との患者情報の共有
- (3) 報道機関に対する情報提供

III 組織体制と所掌事務

1 新温泉町新型インフルエンザ等対策本部等・・・・・・・・・・・・ 21

- (1) 新温泉町新型インフルエンザ等対策連絡会議
- (2) 新温泉町新型インフルエンザ等警戒本部
- (3) 新温泉町新型インフルエンザ等対策本部

2 新温泉町新型インフルエンザ等対策本部の事務分掌・・・・・・・・ 22

IV 各段階における対策

1 未発生期の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- (1) 基本的事項
- (2) 対策の内容
 - ①実施体制
 - ②情報提供・共有
 - ③予防・まん延防止
 - ④予防接種
 - ⑤医療体制
 - ⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保

2 海外発生期（県内未発生期を含む）の対策・・・・・・・・・・・・ 30

- (1) 基本的事項
- (2) 対策の内容
 - ①実施体制
 - ②情報提供・共有
 - ③予防・まん延防止
 - ④予防接種
 - ⑤医療体制
 - ⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保

3	地域発生早期の対策・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(1) 基本的事項	
	(2) 対策の内容	
	①実施体制	
	②情報提供・共有	
	③予防・まん延防止	
	④予防接種	
	⑤医療体制	
	⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保	
4	地域感染期の対策・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	(1) 基本的事項	
	(2) 対策の内容	
	①実施体制	
	②情報提供・共有	
	③予防・まん延防止	
	④予防接種	
	⑤医療体制	
	⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保	
5	小康期の対策・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	(1) 基本的事項	
	(2) 対策の内容	
	①実施体制	
	②情報提供・共有	
	③予防・まん延防止	
	④予防接種	
	⑤医療体制	
	⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保	
	【用語解説】・・・・・・・・・・・・・・・・	49

I はじめに

1 取組の背景

日本では、インフルエンザは通常 12 月頃から翌年の 3 月頃の冬季に、流行の程度に差はあれ、毎年必ず流行する感染症である。インフルエンザウイルスは抗原性の違いにより、A 型、B 型、C 型の 3 型に分類され、流行を引き起こすのは A 型と B 型である。特に A 型の突然異変による新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となりうる。

20 世紀に歴史上判明している新型インフルエンザによるパンデミックは大正 7 年(1918 年)のスペインインフルエンザ、昭和 32 年(1957 年)のアジアインフルエンザ、昭和 43 年(1968 年)の香港インフルエンザである。また、平成 21 年(2009 年)には新型インフルエンザ(A/H1N1)(現在、季節型インフルエンザとして「インフルエンザ(H1N1) 2009」と呼ばれる)が発生した。

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10 年から 40 年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等対策特別措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)が平成 24 年 5 月に制定された。さらに、平成 25 年 6 月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が策定された。

政府行動計画の策定を踏まえ、兵庫県(以下「県」という。)でも、有識者会議を基に平成 21 年に策定した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」及び「兵庫県新型インフルエンザ対策計画(A/H1N1 への対応版)」を改定する形でとりまとめ、平成 25 年 10 月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県計画」という。)を策定した。

2 町行動計画の策定

新温泉町（以下「町」という。）は、特措法第 8 条により、新たな政府行動計画及び兵庫県行動計画との整合性を保ちつつ、「新温泉町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定し、町としての対策を推進する。

本計画は、町の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置等を示すものである。

本計画においては、特措法や政府行動計画を踏まえて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に定める次の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とする。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、本計画は、特措法第 8 条に規定する市町村行動計画に位置付けるとともに、政府行動計画及び県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等に合わせて、適宜、改定を行うものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の考え方

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、県、そして町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、新温泉町民（以下「町民」という。）の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを越えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

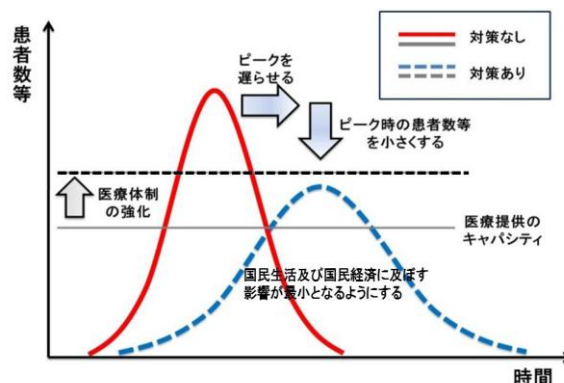
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減すると共に、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受け入れられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者数を減らす。
- ・医療機関及び各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



2 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備、発生後の予防とまん延防止、適切な医療の提供と社会機能維持に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会全体の危機管理として取り組む必要がある。

(1) 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、事業所、学校、町民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

(2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、町民が自ら健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められている。このため町民に対して、十分な栄養と睡眠を取り健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合は、その治療に努めること、必要に応じてインフルエンザ等のワクチンの接種をおこなうなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

(3) 医学的ハイリスク者（※）への対応の充実

新型インフルエンザ等に罹患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者など、いわゆる「医学的ハイリスク者」への対応を重点的に行う。

※ 基礎疾患を有する者(呼吸器疾患、心臓血管疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者)及び妊婦

3 対策実施にあたっての基本的な考え方

(1) 病原性・感染力に応じた適切な対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、病原性（重症者の発症状況等）、や感染力（発生患者数等）の程度に応じて県に準じて3つのレベルを設定している。

本計画では、県と町の対策について整合性を図るとともに、相互連携した取組が必要となるため、県の対策レベルに対応した対策を実施する。

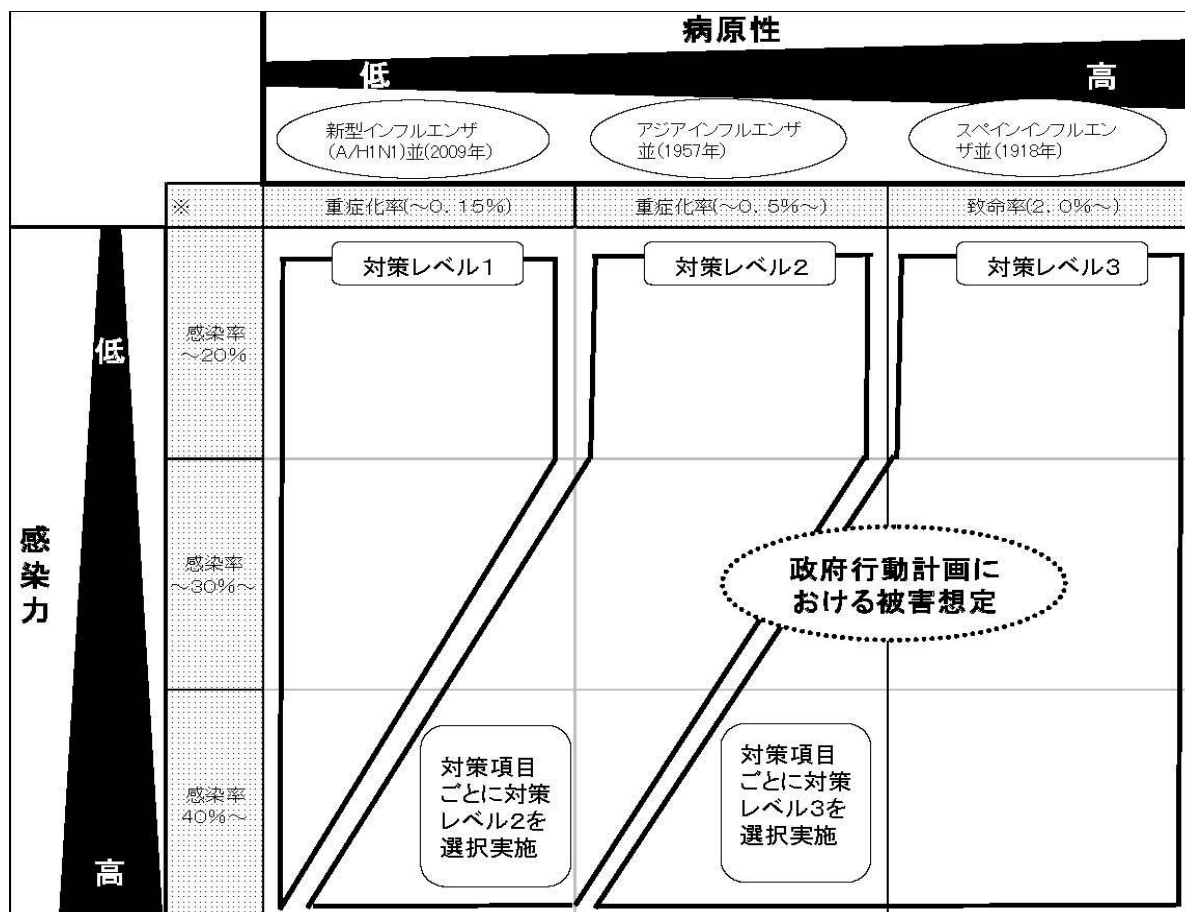
具体的な対策にあたっては、特措法第18条に基づき政府の定める基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）及び県の対処方針に基づき、県に準じて

適切な対策レベルを選択するが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、対策を項目ごとに具体的対策を選択していく。

なお、政府が特措法第 32 条の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った時は、特措法第 4 章の規定による緊急事態宣言が実施されることとなり、この場合、県は対策レベル 3 の対策を実施する。

但馬地域で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態が生じる事が想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりには行かないことが考えられ、患者数や重症者の発生状況と医療体制、社会全体の状況などを把握し、これに応じて臨機応変に対応していく。

【対策レベルの目安の考え方】



(2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。このため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

本計画では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、①新型インフルエンザ等が発生する前（未発生期）、②海外での発生（海外発生期）あるいは国内で発生しているが但馬地域では未発生（地域未発生期）、③但馬地域での発生（地域発生早期）、④まん延（地域感染期）、⑤小康状態（小康期）の5つの発生段階に分類する。国における発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、特措法第15条第1項の規定により設定される新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が決定するが、新温泉町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は国や県の決定に従って単純に段階を移行させるのではなく、国内、県内及び但馬地域の発生状況を勘案し、必要に応じて県と協議した上で発生段階の決定とその移行を判断する。

これまで発生したインフルエンザの経験から、潜伏期間中や不顕性感染の者が感染を拡大させる大きな要因となりうることもある。したがって、新型インフルエンザ等の感染拡大を完全に防ぎ止めることは困難であり、感染を知り得た時点では、一定程度感染が拡大していることも考えられることに留意しなければならない。

また、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があること、必ずしも順を追って移行するとは限らないこと、また、県は、県内の地域によっては発生段階に違いが生じることがあることを念頭において、二次保健医療圏域単位で、地域ごとの発生状況に応じて決定していくこととしており、町は、県と協議して、但馬地域の発生状況に応じた対策を実施することが必要である。

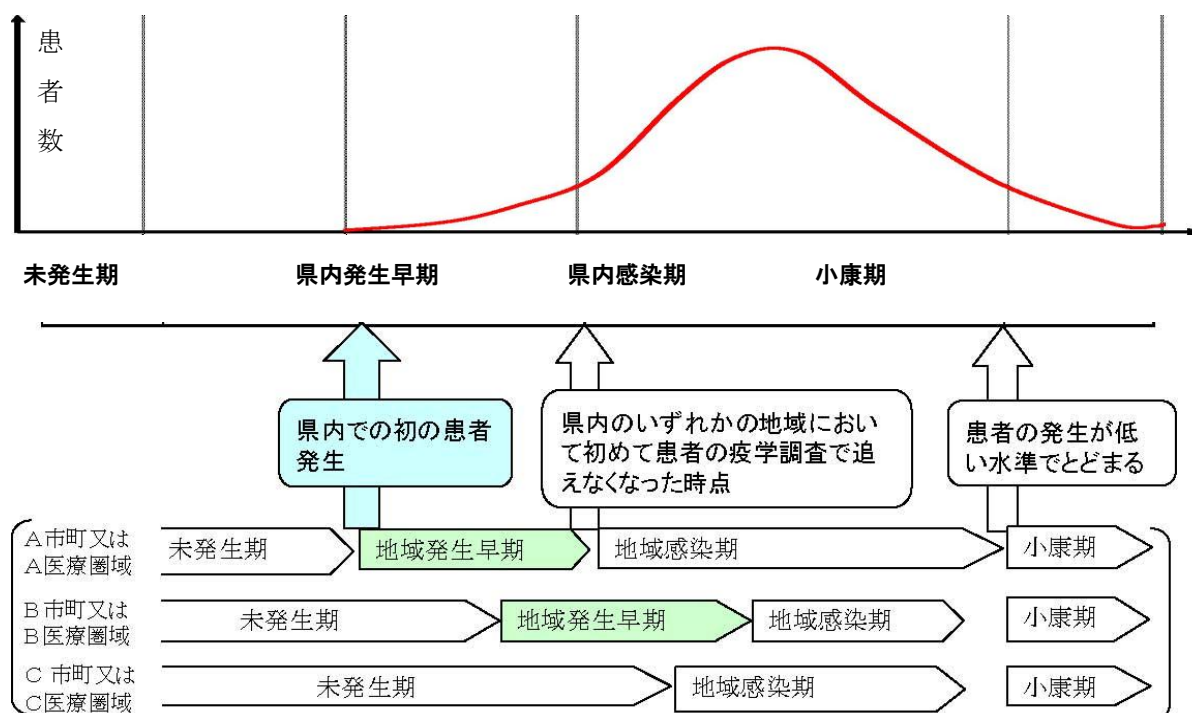
さらに、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容を変更する必要があることに留意する。

【発生段階】

発生段階	但馬地域の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した初期の状態		
(地域未発生期)	但馬地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	【県内未発生期】 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない	【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		【県内発生早期】 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
		【県内感染期】 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
(地域発生早期)	但馬地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で終える状態		
地域感染期	但馬地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

※県の「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県である。

発生段階



(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響について、政府行動計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- ・国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）に最盛期を作りながら順次り患する。り患は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従事者の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し、（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患率のほか、家族の世話・看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、自らはり患していなくても出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

【新型インフルエンザ等発生時の被害想定】

国は、政府行動計画の策定にあたって、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、患者数等の流行規模に関する想定を行っている。実際に発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もありうるということを念頭に置いて対策を検討することが重要であるとしている。

想定にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意するほか、この被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないとしている。

このことから、本計画では政府行動計画に想定している流行規模に準じた被害想定を試算するものの、3段階の対策レベルを置くことにより発生時の状況に応じて、都度、適切な対策を選択する。

【政府行動計画・県行動計画・本計画における被害想定】

	全 国		兵庫県		新温泉町	
り患者数	全人口の25%が罹患する。					
	3,195万人		140万人		4,000人	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約56万人～ 約108万人		約1600人～ 2880人	
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	～約53万人	～約200万人	～約2.3万人	～約8.8万人	200人	2800人
1日最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	0.4万人	1.7万人	11人	
死亡者数	～約17万人	～約64万人	～約0.7万人	～約2.8万人	21人	80人

・政府行動計画に想定している流行規模に準じた被害想定を試算するもの。

※1 新温泉町人口統計により試算

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に

アジアインフルエンザ等での致命率 0.53%（中度）

スペインインフルエンザでの致命率 2.0%（重度）

※本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない

4 計画における主要な対策

本計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと、および「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、戦略的に対策を実施する。分野として、「(1)実施体制」、「(2)情報収集・提供」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)医療体制」、「(6)町民生活及び町民経済の安定の確保」の6項目を設け、各項目の対策については、発生ごとに記述するが、横断的に主な対策について、以下に示す。

町民に対する感染予防等の情報提供、予防接種の実施、電話相談、生活支援など町民の安全安心の確保を行うため以下の主な対策で取り組む。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は、国家的危機事案であり、町としても、全庁体制で対応するとともに、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

ア 町の体制

新型インフルエンザ等対策は、国・県・市町が連携して取り組む必要がある。そのなかで、市町は住民に最も身近な基礎的自治体であり、住民に対する感染予防等の情報提供、予防接種の実施、電話相談、生活支援など、住民の安全・安心の確保について、重要な役割を担う必要がある。

特に予防接種については、短期間で全住民に接種することが求められている。このため、集団接種を実施するための計画を、医師会等の協力を得て作成し、接種場所として、施設や学校等の利用や接種医師等の確保などについて、未発生期から十分に調整しておく必要がある。

こうした対策を確実に実施していくため、新型インフルエンザ等が発生した場合、その発生段階に応じて、「新温泉町新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「町連絡会議」という。）及び「新温泉町新型インフルエンザ等警戒本部」（以下「町警戒本部」という。）を設置して、庁内での情報共有や対策の準備を行う。

また、政府対策本部から緊急事態宣言が出され、町が特措法第4章に規定する緊急事態措置を実施すべき区域（以下「特定市町」という。）に指定された時は、町は特措法第34条第1項に基づき、町長を本部長とする町対策本部を直ちに設置し、基本的対処方針や県が定める対処方針を基本としつつ、病原性や感染力に応じて、対策項目ごとに県が選択する3つの対策レベルに準じて、適切な対策を実施する。

なお、町が特定市町村に指定されない場合又は指定される前に、但馬地域で新型インフルエンザ等が発生したことが明らかな場合は、危機管理の観点から、県と協議の上、直ちに町対策本部を設置し、対策を実施する。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集・提供の原則

新型インフルエンザ等が発生は、国家の危機管理に係る課題という共通の理解のもとに、国、県、市町、医療機関、事業者、住民など各々がそれぞれの役割を認識し、行動する必要がある。そのためには、正確で十分な情報が必要となる。また、それぞれの行動主体がコミュニケーションを図り、双方向に情報の共有を図る必要がある。

情報の受け手は多様である。高齢者、障がい者、こども、外国人など配慮が必要な様々な町民を念頭に、多様な広報媒体による多角的な情報提供を実施すると共に、情報の内容についても、誰もが理解しやすいものになるように工夫する。

②流行情報の収集・提供

ア サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を有効に実施していくためには、サーベイランスが極めて重要である。発生段階に応じて、サーベイランスで得た新型インフルエンザ等に関する様々な情報を対策に活用する。また、国や県が行うサーベイランスに協力するとともに、これによって得られた流行の開始時期や規模等の情報を的確に把握し、町内の発生に備える。

イ 県は、医療機関等への情報提供、医療機関専用の相談窓口を設置する。

③町民に対する情報提供と共有

ア 発生前

発生時の対策の円滑な実施を図るため、本計画の内容は、事前に町民、医療機関、事業者、報道機関等に十分説明しておく必要がある。特に、町民や事業者等に活動の自粛を要請することがありうることについて、丁寧な事前説明が必要である。

また、学校や保育所等において集団感染が発生し、地域や通学エリアでの感染拡大の恐れがあることから、学校等の関係者はもとより、児童、生徒、保護者等に対し、平時から感染症予防や公衆衛生について啓発しておく必要がある。

あわせて、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて患者やその関係者に責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図ることが重要である。

イ 発生時

新型インフルエンザ等の発生時には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を判断しながら、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。町民からの窓口に寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、情報提供に反映させる。その際、個人情報の取り扱いなど患者等の人権に充分配慮しなければならない。

町は、町民からの一般的な問い合わせに電話で対応できる窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、適切な情報提供を行う。なお、相談窓口は、発生段階に応じて適切な医療機関等を紹介する役割も担う。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に充分配慮して正確に伝えることが重要である。

④町の情報提供体制

情報提供にあたっては、正確な情報を一元化に発信することが必要である。このため、町として新型インフルエンザ等対策に関する広報担当を設置し、情報提供の一元化を図ると共に、流行状況に応じて、県内及び国内外の発生状況や対策の実施等について、定期的に情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

①予防・まん延防止の目的と対策

拡大防止策は、流行をできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることにつながる。個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等病原性・感染力等に関する情報や発生状況に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

②主なまん延防止策

個人における対策については、県内における発生の初期かの段階から、県は新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）の感染症法に基づく措置を行い、町は、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、県や近隣市町、町内事業者等と連携し取り組みをすすめる。

(4) 予防接種

①予防接種の目的

予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数や重症者数を

抑え、医療体制が十分に発揮できるようにすることである。あわせて健康被害による社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにある。

新型インフルエンザのワクチンについては、製造元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新型インフルエンザ以外の新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と一般国民に対して実施する「住民接種」に区分されている。両者へのワクチンの配分など実施のあり方については、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、発生時の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定する。

②特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されている。

町は、基本的対処方針に基づき、接種対象となる町職員に速やかに特定接種を実施する必要がある。このため、対策にあたる職員を把握し、県を通じて厚生労働省に人数を報告する。町職員への接種については、原則として集団接種により接種を実施することから、町は接種が円滑に行えるように未発生期から接種医師の確保、接種場所など接種体制の構築を図る。

特定接種の対象者となる登録事業者は、医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、政府行動計画において示される「特定接種の対象となる業種・職務について」により定められている。その登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事する者のみが、実際に特定接種の対象となり得る。

特定接種の対象となる事業者の登録は、厚生労働大臣が別に定める手順により、事業者からの申し出に基づいて行われる。町は厚生労働省の登録手続きについて、必要な協力を行う。

③住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発せられた場合につい

ては、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種の対象者及び期間を定めて行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が発せられていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）による接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の 4 つの群に分類するとともに、緊急事態宣言が発せられていることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等，発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

イ 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

<接種順位に関する国の基本的な考え方>

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(5) 医療体制

①在宅療養患者への支援

町は、県が設置する二次圏域等の圏域を単位とし、県健康福祉事務所を中心として、医療機関、地域の関係者等と密接に連携を図りながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応等を行う。

②県の対策への協力

町は、県が行う医療機関体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力する。また、情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用する。

(6) 町民生活の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民が患し、流行が 8 週間程度続くとさ

れている。また、家族間のり患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため町は、新型インフルエンザ等発生時に町民生活及び町民経済への影響を最小限にできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。要援護者の支援、死亡者が増加した場合は、町の火葬体制の整備や遺体安置所の確保が必要である。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、国、県又は指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時には、特措法その他法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務改革に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国、県、市町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県は、医療関係者への医療等の実施の要請又は指示（以下「要請等」という）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施にあたって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、町はそれに協力する。

また、町民に対し、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策としてやむを得ない措置であることを前提として、十分な説明を行い理解するよう努める。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にでもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザが発生した場合には、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公表する。

6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前（以下、「未発生期」という。）は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で特措法第18条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国における基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

(3) 町の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、情報収集・提供等の広報活動、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者等）への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町等と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、未発生期から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求

められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において町民生活及び町民経済の安定に寄与する観点から、その従事者は特定接種の対象とされている。このため、あらかじめ事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民の役割

未発生期において、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている予防接種等の対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

7 患者情報等の取扱いに係る考え方

(1) 患者の個人情報

感染症法は、第2条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、これに基づいて慎重に取扱うことが必要である。

患者の発生に伴う濃厚接触者調査、社会活動制限等のまん延防止策の実施には、患者の氏名、住所等の個人情報が必要となる場合があるが、個人情報が漏洩し、あるいは他の目的に利用されることのないよう、細心の注意を払う。

患者情報を第三者に提供する必要がある場合には、本人に対して十分な説明を行い、可能な限り同意を得ることが原則であり、同意が得られるよう努める。

しかし、まん延防止上、情報提供の必要性が高いにもかかわらず、本人の同意を得ることが困難なときは、提供を行うことができる場合がある。この場合においても、提供先を真に必要な者に限り、その取扱いについても慎重を期すよう十分な注意を払う。

(2) 県との患者情報の共有

① 県から町への情報提供

患者の発生情報は、医療機関から県健康福祉事務所を経て確定するため、町では得ることができない。しかし、町が即地的かつ具体的なまん延防止策を実施したり、県が町に対して在宅患者の生活支援や訪問等についての協力を求めたりする際には、町において患者の情報が不可欠となる。このため、県は、患者が在住もしくは勤務し、又はり患したことが疑われる町に対し、患者の個人情報（氏名、住所、学校名又は事業所名、症状等）を提供する。

② 町から県への情報提供

町は、災害時要援護者情報など、県が持たない住民情報を豊富に有していることから、受け取った患者情報をもとに、まん延防止上必要な情報を、県へ提供できるよう個人情報取り扱い方針を定め公表しておく。また、県は、町に在宅患者の生活支援、訪問等の協力を求める時は、患者情報を町に提供するとともに、町が訪問等によって収集した情報等を迅速に収集し、対策への反映を図る。

(3) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施にあたっては、町民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機

関名の公表は、感染拡大防止の必要性和、当該学校・事業所や医療機関、及びこれらが属する地域等がこうむる影響の大きさを慎重に比較衡量して可否を判断する。

なお、情報提供にあたっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと等の基本的事項をあわせて伝える。

Ⅲ 組織体制と所掌事務

1 新温泉町新型インフルエンザ等対策本部等

新温泉町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、新型インフルエンザ等発生段階に応じて、対策連絡会、警戒本部、対策本部へと組織体制を変更していくものとする。

(1) 新温泉町新型インフルザ等対策連絡会議

会長等	会長：健康福祉課長 副会長：町民課長
構成員	総務課長、企画課長、商工観光課長、上下水道課長、温泉総合支所長、こども教育課長、公立浜坂病院事務長
設置基準	○必要に応じて

(2) 新温泉町新型インフルエンザ等警戒本部

本部長等	本部長：副町長 副本部長：健康福祉課長
本部員	総務課長、企画課長、町民課長、商工観光課長、上下水道課長 温泉総合支所長、こども教育課長、公立浜坂病院事務長
設置基準	○国内での発生したとき又はその疑いがあるとき

(3) 新温泉町新型インフルエンザ等対策本部

本部長等	本部長：町 長 副本部長：副町長
本部員	教育長、総務課長、企画課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、 商工観光課長、農林水産課長、建設課長、上下水道課長、牧場公園 長、温泉総合支所長、会計管理者、公立浜坂病院事務長、こども教 育課長、生涯教育課長、議会事務局長、 美方郡広域事務組合消防長
設置基準	○特措置法第 32 条で規定、政府対策本部が緊急事態宣言を発し、 町が特定市町村に指定されたとき ○但馬圏域において新型インフルエンザ等が発生したとき又は、予 想されるとき

2 新温泉町新型インフルエンザ等対策本部の事務分掌

- 1 各課における業務継続に関すること。
 - 2 所管する業務に関連する事項の情報収集及び取りまとめに関すること。
 - 3 各部相互及び部内の連絡調整に関すること。
 - 4 各課における集落、集会事業の制限に関すること。
 - 5 来庁者の感染対策に関すること。
 - 6 各課における職員の感染防止対策に関すること。
 - 7 各部の職員の動員及び配置等に関すること。
 - 8 各部の備蓄資器材等に関すること。
- ※新型インフルエンザ等対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各課は以下の事務を行うこと。

課の名称、課長等となる者、構成する組織及び所掌事務

	担当課	事務分掌
本部	町民課 健康福祉課	1 町対策本部の運営に関すること。
		2 町対策本部及び町連絡会議の設置及び運営、廃止に関する こと
		3 新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関するこ と
		4 食料、物資の調達と配給に関すること
		5 国、県、他市町及び関係機関との連絡に関すること
		6 個人防護具などの資材等（マスク、防護服、消毒薬等）の 備蓄及び配布に関すること
総務部	総務課 地域振興課	1 人事配置の調整に関すること
		2 職員の衛生管理及び感染防止対策に関すること
		3 予算措置に関すること
		4 町立施設の衛生管理に関すること
		5 相談窓口の電話の設置に関すること
		6 町業務継続計画に関すること
		7 自治会との連携に関すること
		8 新型インフルエンザ等に係る個人情報取扱方針に関するこ と
		9 町立施設への消毒液の配布に関すること
情報部	企画課 議会事務局	1 町民への広報に関すること
		2 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること
		3 交通事業者との連絡調整に関すること
		4 町議会議員との連絡調整に関すること

救助環境部	町民課	1 死体の収容及び埋火葬の確保に関する事 2 廃棄物の処理を行う従事者に対する感染防社に関する事
援護衛生部	健康福祉課	1 感染症の予防に関する事 2 医師会等医療機関との連携及び連絡調整に関する事 3 新型インフルエンザ等の相談に関する事 4 健康相談窓口に関する事 5 新温泉町新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事 6 予防接種に関する事 7 医療物資の確保に関する事 8 要援護者の状況把握及び生活支援に関する事 9 社会福祉施設の感染対策の支援に関する事。 10 社会福祉施設及び関係機関との連携調整に関する事 11 老人保健施設における感染予防及び感染症拡大防止の要請に関する事
	浜坂病院	1 医療体制の確保に関する事 2 感染者の医療に関する事 3 院内感染及び介護老人保健施設における感染予防及び感染拡大防止に関する事
農林水産部	農林水産課	1 風評被害に関する事
商工部	商工観光課 地域振興課	1 事業者、商工会、観光協会等との連絡調整に関する事 2 事業者等の感染予防及び感染拡大防止の要請に関する事 3 事業者等の事業継続又は事業自粛の要請に関する事 4 事業者等への従事員に対する配慮要請に関する事
建設部	建設課	1 町営住宅の感染予防及び感染拡大防止に関する事
企業部	上下水道課	1 水道施設機能維持及び確保に関する事 2 水質監視体制の強化に関する事
協力部	出納室	1 人員が不足する場合、部内、部間の順に調整する

教育部	こども教育課 地域振興課	1 学校における感染予防及び感染拡大防止に関すること 2 学級閉鎖に関すること 3 学校等の保健衛生体制に関すること 4 保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること 5 学校サーベイランスに関すること 6 子育てセンター、認定こども園の感染予防及び感染拡大防止対策に関すること 7 子育てセンター、認定こども園及び関係機関との連絡調整に関すること 8 給食の衛生管理に関すること
	生涯教育課	1 社会教育施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること

IV 各段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目（実施体制と情報収集、予防、まん延防止、医療体制、町民生活の安定の確保）の具体的な対策を行う。この対策については、病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。

1 未発生期の対策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・ 新型インフルエンザ等発生が確認されていない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスがヒトに感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

未発生期における対策の目的

- 1 発生に備えての体制の整備を行う。
- 2 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

未発生期における対策の考え方

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、県との情報交換や連携を図り、発生時の体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識の共有を図るため、継続的な情報交換を行う。

(2) 対策の内容

①実施体制

ア 町行動計画の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、発生から新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。（健康福祉課）

イ 体制の整備及び連携強化

- ・ 町は、県、近隣市町等と相互に連携し、新型インフルエンザの発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。

（町民課・健康福祉課）

②情報収集・提供

ア 情報収集

- ・町は、未発生期から、情報収集・提供体制を整備し、国、県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部間での情報共有体制を整備する。

(町民課・健康福祉課)

イ サーベイランスの協力

- ・町は、県が実施する平常時におけるインフルエンザサーベイランスや豚インフルエンザ・鳥インフルエンザ発生監視の情報を収集し、インフルエンザの発生動向等を把握するとともに、学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校サーベイランスに協力する。(健康福祉課・こども教育課)

ウ 継続的な情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報媒体を利用し、継続的に分かりやすく情報提供を行う。
- ・町は、新型インフルエンザ等が発生時に備え、ホームページ、広報誌等を活用し、町民に向けてインフルエンザ流行期の咳エチケットや手洗い、うがいの励行、有症状時の外出自粛と治療専念、食料や日用品、マスク等の備蓄など、自らの感染予防と自らが感染源とならないようにするための対策について普及啓発を行う。

- ・町民に対して、発生時の医療機関受診方法を周知し、理解を得ておくよう、ホームページや広報誌等を通じて啓発する。

＊海外発生期（地域未発生期）から地域発生早期までは、町の相談窓口を通じて県が設置する相談センターに連絡して、専用外来が紹介されること。

＊県が設置する県内感染期からは、相談センターが縮小又は廃止され、外来協力機関等の新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈した者が受診できる医療機関が広報されること。

- ・県との連携の下、町民が混乱しないような情報を的確に提供できるよう体制を整える。
- ・県では、海外発生期（県内未発生期）において、帰国者や濃厚接触者等感染が疑われるもの及び不安を抱える県民からの相談に対応するコールセンターが設置される。
- ・町は、疾患に関する相談のみならず町民の生活相談など住民に密着した内容に対応できるよう相談窓口等を設置する準備を行う。

(企画課・健康福祉課)

③予防・まん延防止

ア 個人における対策の周知

- ・町は、県、学校及び事業者と連携し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、

うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合には、相談センターに連絡し、感染を広げないよう不要な外出を控えること。マスク着用等のエチケットを行う等の基本的な感染対策について理解促進を図る。(企画課・健康福祉課)

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生時に実施される、個人における対策のほか、職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。(関係課)

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・県は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する国の仕組みを踏まえて、県内の供給体制等を整備する。町は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。(健康福祉課)

④予防接種

ア 予防接種体制の構築

- ・季節型インフルエンザ等の各種ワクチンの接種を啓発するとともに、特措法で定める特定接種及び住民の予防接種について、町内医療機関等関係機関と連携して体制を整備する。(健康福祉課)

イ 特定接種

- ・特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者への周知を行うなど必要な協力を行う。(健康福祉課)
- ・町は、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(健康福祉課)
- ・町は特定接種の対象となる町職員について、接種方法をあらかじめ定めると共に、産業医や町内医療機関等の協力を得て接種体制等を整備する。

(総務課・健康福祉課)

ウ 住民接種

- ・町は区域内に居住する者に速やかに住民接種が行えるよう、町内医療機関等、事業者、学校関係者等の協力を得て、接種実施人員の配置や接種会場の設置確保など接種体制を構築する。(健康福祉課・こども教育課)
- ・また、接種に携わる医療従事者、接種場所、接種時期の周知等の接種の具体的な実施方法について、準備をすすめる。(健康福祉課)

⑤医療体制

ア 県の医療体制整備に協力

- ・町は、県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じ

た医療体制の検討に協力する。また、情報収集を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用する。(健康福祉課)

イ 研修、訓練等

- ・町は、県と協議し、新型インフルエンザ等対策について医療関係者や対策に従事する関係機関職員などを対象に研修会等を開催し、十分な知識や最新情報の提供に努める。また、県が関係機関と連携して実施する新型インフルエンザ等発生を想定した訓練に協力する。(町民課・健康福祉課)

⑥住民の生活の安定の確保

ア 水の安定供給に係る業務計画等の作成

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に水を安定的かつ適切に供給できるよう、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた業務計画等を作成する。(上下水道課)

イ 事業継続計画等の作成推進

- ・町は、県と連携し、事業者に対して、職場における感染症対策及び対策に必要な資材等の備蓄並びに事業を維持するための体制等について、事業継続計画を作成する等、十分な事前準備を要請する。(関係課)
- ・町は、県と連携し、電気・ガス・水道の供給、電話サービス、運輸、食品流通等の町民生活の維持に欠くことのできない事業者やOBの活用も含め、業務運営体制の検討が確実に維持できるよう要請する。(関係課)
- ・町は、県民局単位で社会機能維持、企業活動自粛等社会全体で取り組む対策について、具体的な推進方策等を検討する。(関係課)

ウ 県との連携

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時の危機管理体制の整備、コミュニティレベルでの相互体制、県が行う健康調査等への保健師等の派遣について県から要請があった場合に対応できるよう準備を行う。

(総務課・健康福祉課)

エ 要援護者への生活支援

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に備え、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておく。(健康福祉課)

オ 火葬能力等の把握

- ・町は、県と連携し、火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(町民課)

カ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。(町民課・健康福祉課)

2 海外発生期（県内未発生期を含む）の対策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内で発生したものの但馬地域では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等

海外発生期における対策の目的

- 1 新型インフルエンザ等の国内、県内、および但馬地域への侵入の状況等を注視しつつ、町内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2 町内発生に備えて体制の整備を行う。

海外発生期における対策の考え方

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合には、病原性・感染力等が高い場合にでも対応できる措置をとる。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して、県と連携し、積極的な情報を行う。
- 3 町内で発生した場合には早期に発見できるよう県が行うサーベイランス・情報収集に協力する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え、国や県等から情報収集を行い、準備をする。
- 5 町民生活及び町民経済の安定のための準備、特定接種の実施等、町内発生に備えた整備を急ぐ。

(2) 対策の内容

①実施体制

ア 町連絡会議、町警戒本部の設置

- ・町は、海外発生期において、新型インフルエンザ等が発生した場合で、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、庁内各部署一体となった取り組みを推進するため、連絡会議を設置する。（町民課・健康福祉課）
- ・また、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合又はその疑いがある場合は、町警戒本部を設置し対応を検討するとともに、緊急事態宣言が発令された時は、ただちに町対策本部を設置する。（総務課・健康福祉課）

②情報提供・共有

ア 相談窓口の体制

- ・町は、国及び県の要請に基づき、他の公衆衛生業務に支障を来さないように町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。また、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。(健康福祉課)

イ 情報提供方法

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。(健康福祉課)
- ・町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

(企画課・健康福祉課)

- ・町は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る相談センターや専用外来に関する情報をその地域に提供する。(企画課・健康福祉課)

ウ サーベイランスの強化

- ・国県からの通知により平常時のサーベイランスに加え、インフルエンザ患者の全数把握や学校、社会福祉施設等の集団発生の把握などを行う。

(健康福祉課・こども教育課)

③予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・町は、町民に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い・うがいの励行、人混みを避けるなど基本的な感染対策の徹底を呼びかける。

(健康福祉課・全課)

イ 学校、施設等への社会活動制限準備 (健康福祉課・こども教育課)

- ・町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国及び県から示される学校、認定こども園等における感染対策の実施に資する目安を踏まえ、町が設置する学校において、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- ・また、国や県の要請に基づき、町が設置する医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、感染防止策の徹底と社会活動制限がなされた場合の対応について準備するよう呼びかける。

④予防接種

ア 特定接種の実施への協力

- ・町は、国が実施する登録事業者への接種対象への特定接種が円滑に行われるよう協力するとともに、町職員の接種対象者に対して、接種をおこなうことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉課・総務課)

イ 住民接種

- ・町は、国が特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合は、町民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備をすすめる。
- ・町は、住民接種の優先接種順位、接種会場、接種日程などを町民に広報するとともに、予防接種に対する相談に応じる。(健康福祉課)

⑤医療体制

ア 県の対策への協力

- ・町は、国、県が医師会等と整備をすすめている地域医療体制、検査体制、インフルエンザ薬等について解りやすく周知し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診察のために、専用外来を紹介する。また、相談センターが設置されるため、その周知を行う。(健康福祉課・浜坂病院)

⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保

ア 関係事業者等に対する感染対策の徹底。

- ・町は、県が行う要請について協力する。(関係課)

イ 要援護者への生活支援

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを高齢者、障がい者等の要援護者や協力者へ連絡する。
(健康福祉課)

ウ 遺体の火葬・安置

- ・町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、国からの要請に応じ一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う。(町民課)

※ 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められる時は、特措法第 32 条に基づき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。

宣言後は、住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限（特措法第 45 条）のほか、臨時の医療施設の開設（特措法第 48 条）、物資の売り渡しの要請（特措法第 55 条）などの対策を行うことができる。

3 地域発生早期の対策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・但馬地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、但馬地域内においてすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

地域発生早期（県内発生早期）における対策の目的

- 1 町内での感染拡大をできる限り抑制する。
- 2 患者に適切で迅速な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

地域発生早期における対策の考え方

- 1 感染拡大の防止を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策を行う。

- ① 町内又は、但馬地域で患者が発生した場合は、基本的対処方針及び県の対処方針を基本とし、県の対策レベルに準じて、対策項目ごとに本計画の定める3つの対策レベルのいずれを選択するかを決定し、実施する。国が緊急事態宣言を行った場合には、ただちに町対策本部を設置するとともに、原則として対策レベル3の対策を実施する。

なお、地域で国内初の患者が発生したにもかかわらず、臨床症例不足等の理由から国が緊急事態宣言の発出に時間を要する場合も起こり得る。この場合において、町は、「状況不明では最悪の事態を想定して対応に当たる」という危機管理の原則を踏まえ、県と協議をした上で、国の宣言前において対策レベル3の対策を実施する場合がある。

- ② 対策レベル3の対策には、個人や企業の活動に制限を求める者が含まれるため、新型インフルエンザ等のまん延が、健康被害だけでなく、社会生活や経済活動等にも重大な影響を及ぼすことについて、町民に十分な理解が得られるよう啓発を行う。
- 2 地域発生早期における新型インフルエンザ等の診療体制は、通常の医療体制とは別に専用の体制が設けられるため、このことについて、感染対策と共に町民や町内医療機関への周知を行う。
- 3 地域感染期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等感染対策に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。
- 5 患者数が増加した場合には、県との協議を踏まえて、感染期への移行を検討する。

(2) 対策の内容

①実施体制

ア 町対策本部の設置

町は、国が緊急事態宣言を行った場合、又は、国の緊急事態宣言がされない場合であっても町内に患者が発生するなど感染の拡大防止のため町が対策を必要と判断した場合には、町対策本部を設置する。(総務課・健康福祉課)

②情報提供・共有

ア 相談窓口の強化

- ・町は、国及び県からの要請に基づき、相談窓口の体制を充実・強化する。
(健康福祉課)

イ 情報提供

- ・町は、国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報を提供する。(健康福祉課・町民課・企画課)
- ・町は、町民から相談窓口などに寄せられる問い合わせや、近隣市町や関係機関から寄せられる情報を県に提供する。(健康福祉課・町民課・企画課)

ウ 情報共有

- ・町は、国、県、近隣市町、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、他府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。(健康福祉課・総務課・町民課・企画課)

エ サーベイランスの強化

- ・町は、インフルエンザ患者を全数把握し、学校等での集団発生状況や欠席状況等の情報を収集する。(健康福祉課・総務課・町民課・こども教育課)

③予防・まん延防止

病原性、感染力の程度に応じたレベル1～3までの3つの対策・共通事項

ア 個人における対策の啓発

町は、町民に対し、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強力に勧奨する。

(健康福祉課・企画課)

- イ 町は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者及び濃厚接触者への対策に協力する。(健康福祉課)

対策レベル1

ア 地域対策・職域対策の周知 (関係課)

町は、県が実施する次の対策に協力する

- ・事業者の感染対策等の勧奨及び職場における感染対策の徹底要請

- ・学校保健安全法に基づく学校の臨時休業等の適切な運用の要請
- ・公共交通機関等に対し、症状のあるものの乗車自粛、マスク着用等の徹底の呼びかけ等の感染対策
- ・病院、高齢者施設等への感染対策の強化の要請

イ 社会活動制限等の協力（関係課）

町は、県が海外発生期（県内未発生期）における対策に加えて新たに実施する次の対策に協力する。緊急事態宣言により特定市町村に指定された時は、ただちに対策レベル3に切り替える。

- ・学校等の臨時休業、部活動の自粛、家庭への感染予防の啓発
- ・保育所、福祉関係事業所の臨時休業等
- ・集客施設における従業員の感染防止措置の徹底等の要請
- ・集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請

対策レベル2

ア 地域対策・職場対策の周知の協力（関係課）

町は、対策レベル1に加えて次の対策に協力する。

- ・事業者に対し、従業員への適切な受診等の積極的な感染対策の要請
- ・患者の発生状況等を踏まえ、臨時休業の判断基準を見直した適切な運用要請
- ・病院、高齢者施設等に対する不要不急の外来面談を差し控える等、より積極的な感染対策の要請

イ 社会活動の制限等の協力（関係課）

町は、県が海外発生期（県内未発生期）における対策に加え新たに実施する次の対策に協力する。なお、緊急事態宣言により特定市町村に指定された時は、原則として対策レベル3の対策に切り替える。

- ・学校等の臨時休業、部活動の自粛、家庭への感染予防の啓発
- ・保育所・福祉関係事業所の臨時休業等
- ・集客施設における感染防止の措置及び重症化防止措置の検討の要請
- ・集会・イベント等における従業員の感染防止の措置及び重症化防止措置の検討の要請

対策レベル3

ア 地域対策・職場対策の周知の協力（関係課）

町は、対策レベル2に加えて次の対策に協力する。

- ・事業者に対し、対する従業員の欠勤状況を踏まえた事業活動自粛の要請
- ・病院、高齢者施設等への利用者の発病の早期発見及び適切な医療の受診の要請

イ 社会活動の制限等の協力（関係課）

町は、県が海外発生期（県内未発生期）における対策に加え新たに実施す

る次の対策に協力する。

＜国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合＞

- 1 町民への不要不急の外出自粛の要請
- 2 患者が確認された市区町単位での学校等の臨時休業の要請
- 3 患者が確認された市区町単位での保育所及び福祉関係事業所の臨時休業の要請
- 4 病院、食料品店、銀行、工場等社会経済活動の維持に必要な施設への感染対策の徹底の要請、及びその他集落施設への感染対策の徹底の要請又は営業自粛の要請
- 5 集会、イベントの開催者への感染防止措置の徹底の要請又は中止・延期の要請

＜国が緊急事態宣言を行った場合＞

- 1 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域の決定
- 2 町民への不要不急の外出自粛の要請
- 3 学校等の臨時休業の要請又は指示
- 4 保育所・福祉関係事業所への臨時休業の要請又は指示
- 5 病院、食料品店、銀行、工場等社会経済活動の維持に必要な施設への感染対策の徹底の要請又は指示、及びその他集落施設への感染対策の徹底の要請又は施設の使用制限の要請又は指示
- 6 集会、イベントの開催者への感染防止措置の徹底の要請又は中止・延期の要請又は指示

④ 予防接種

ア 特定接種（健康福祉課）

町は、県と連携し、海外発生期（地域未発生期）と同様、基本的対処方針を踏まえて、特定接種をすすめる。

イ 町民への予防接種（健康福祉課）

町は、国の方針に従って、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。

- ・町は、パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町への供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位に沿って接種を開始する。
- ・町は、県と連携して、国からの求めに応じて、町民への接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・公民館・学校など公的な施設の活用や医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

- ・町は、接種医等と連携し、接種後の副反応等の情報を迅速に集約するとともに、国が接種後に行うモニタリングに協力する。

＜国が緊急事態宣言を行った場合の措置＞

国の緊急事態宣言に基づき変更された基本的対処方針を踏まえるとともに未発生期ないし海外発生期（地域未発生期）において準備した接種体制に基づき、特措法第 46 条に基づく町民への予防接種を実施する。

⑤医療体制

ア 医療体制の協力（健康福祉課）

県は、医療体制に関して、対策レベル 1 から 3 まで（国が緊急事態宣言を行った場合を含む。）共通して次の対策を行う。また、国が緊急事態宣言を行った場合で、次の対策の実施だけでは不足があるときは、特措法第 47 条に基づき、必要な措置について検討し、実施するとしている。

町は、県からの要請等に応じて、適宜協力する。

- 1 相談センターの紹介による専用外来での診療
- 2 外来協力医療機関の設備準備
- 3 患者の感染症指定医療機関等への移送、入院措置
- 4 入院協力医療機関以外の医療機関の受け入れ体制等の検討
- 5 空床情報収集・共有システムの開始
- 6 医療機関による検体の確保、県内衛生研究所における確定検査の実施
- 7 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- 8 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給及び流通要請
- 9 県内保健所が実施する積極的疫学調査等による濃厚接触者の把握、濃厚接触者の健康観察及び予防投薬の指示
- 10 県警察による医療機関及び薬局の警戒活動

⑥ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

対策レベル 1 及び対策レベル 2

ア 事業への要請（関係課）

町は、国や県と連携して、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 物資の流通確保（関係課）

- ・町は、県と連携して、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資の不足等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ・町は、県に協力し、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はその

おそれがある場合には需給状況や価格上昇や原因を速やかに調査の上、流通の円滑化及び価格の安定を図る。

対策レベル 3

町は、対策レベル 1 及び対策レベル 2 の対策に加えて次の対策を実施、または、県に協力する。

ア 要援護者等の生活支援（健康福祉課）

- ・ 町は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、町民に対する食料品、生活必需品等確保、配分・配付等を行う。
- ・ 町は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、等を行う。

イ 遺体の火葬・安置（町民課）

- ・ 町は、県に協力し、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町及び近隣の府県との情報の共有を図る。また、遺体の搬送作業及び火葬査業に従事する者と連携し、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。

ウ 物資の流通確保（関係課）

- ・ 町は、県に協力し、事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

＜国が緊急事態宣言を行った場合の措置＞

国が緊急事態宣言を行った場合には、町は、直ちに町対策本部を設置すると共に、上記の対策に加え、必要に応じて県が実施する次の対策に協力する。

1 事業者のサービス水準の低下に係る町民への呼びかけ（関係課）

- ・ 町は、県に協力し、町民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することを許容するよう呼びかける。

2 生活関連物資等の価格の安定等（関係課）

- ・ 町は、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

3 水の安定供給（上下水道課）

- ・ 水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

4 地域感染期の対策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・但馬地域で、新型インフルエンザ等の患者の接種歴が疫学的調査で追えなくなった状態

国内感染期（県内感染期）における対策の目的

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

国内感染期（県内感染期）における対策の考え方

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、県内でも地域ごとに発生段階が異なる場合があることから、状況に応じた一部のまん延防止対策は実施する。
- 2 但馬地域の発生状況等を勘案し、町の実施すべき対策について判断する。
- 3 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等に照らし、町民一人ひとりが自らとるべき感染対策について理解し、自発的行動が取られるように積極的な情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等の重症化を防ぐため、発症者が直ちに適切な受診行動をとるよう啓発する。
- 4 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5 医療体制の維持に万全を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、ワクチン供給後に住民接種を早期かつ短期間で実施できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、速やかに実施する。
- 7 欠勤者の増大が予測されるなか、町民生活や町民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動についてもできる限り継続させる。
- 8 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 対策の内容

①実施体制

ア 町の対策本部の継続、対処方針の変更（町対策本部）

- ・町対策本部は、県の疫学調査において、但馬地域における新型インフルエ

ンザ等の患者の接触歴が追えなくなったと判断できる場合は、県が二次保健医療圏域ごとの状況を踏まえて定める対処方針に基づき、町の対処方針を変更し、公表する。

＜国が緊急事態宣言を行った場合の措置＞

- 1 町は、直ちに町対策本部を設置する。
- 2 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法第 38 条に基づき県による代行の措置を要請する。
- 3 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、自らの要員や物資等に不足が生じたときは、特措法第 39 条及び第 42 条に基づき必要に応じて他の地方公共団体に応援や職員の派遣を求める。また、特措法第 41 条に基づき、必要がある場合には、他の地方公共団体に事務を委託する。

②情報収集・提供

ア 情報の収集

- ・町は、地域発生早期と同様国や県等から、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。 （健康福祉課）
- ・県は、患者発生状況に応じて、患者全数を把握することから、重症者や死亡者、集団発生を把握する体制へと移行する。引き続き県が実施するサーベイランスに協力する。 （健康福祉課・こども教育課）

イ 情報提供の強化 （総務課・健康福祉課）

- ・町は、国及び県が発信する情報や地域内の新型インフルエンザ等の発生状況等、地域内で今後実施される対策に係る情報提供を継続する。
 - 患者の急激な増加を抑えるため、予防や発症時の対処方法等
 - 県知事による県内感染期への移行宣言を受け、町民に感染拡大防止、医療体制の確保、社会活動維持に向けた必要な情報
 - i 外出や集会の自粛
 - ii 外来・入院医療体制の変更等（重症患者以外は自宅療養となること等）
 - iii 入院・在宅医療、生活支援等に関する情報

ウ 専用外来及び外来協力医療機関名の公表 （企画課・健康福祉課）

- ・町は、新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈している者の診療可能な専用外来及び外来協力医療機関について、県から情報提供があった場合は、町ホームページや町広報などを通じて広く町民に提供する。

エ 相談窓口の体制充実・強化 （健康福祉課）

- ・町は、相談窓口において、引き続き相談に対応するほか、受診に関する相談に関して専用外来及び外来協力医療機関を紹介したり、自宅療養患者のセルフケアの支援を行うため在宅看護等の情報を提供する。

③予防・まん延防止

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることになる。一方で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療が受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性もある。このため、地域感染期においてもまん延防止対策を講じる。

対策レベル 1 から 3 までの共通事項

ア 患者・濃厚接触者への対応（健康福祉課）

町は、り患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

なお、県は、個人に対して実施する隔離、停留、健康観察・健康監視、入院措置、接触者への外出自粛要請等の措置は行わず、増加する患者に対する抗インフルエンザウイルス薬による治療を優先させるとしている。

イ 個人における対策の啓発（健康福祉課・企画課）

町民に対し、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

ウ 地域対策・職場対策の周知の協力（関係課）

町は、県が実施する次の対策に協力する。

- ・事業者に対する必要不可欠な事業活動の継続及び不急の事業活動の縮小について、検討の要請や不要不急の外出自粛要請
- ・学校に対する市町単位等地域を限定した学校の臨時休業の要請

対策レベル 1 及び対策レベル 2

ア 社会活動制限等の協力（関係課）

地域発生早期の対策レベル 1 又は対策レベル 2 の対策と同様に実施する。

対策レベル 3

ア 患者・濃厚接触者対策の協力（健康福祉課）

- ・県は、患者の治療を優先するところから、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の見合わせ及び同居者への予防投与の継続の検討
- ・患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）

イ 社会活動の制限等（健康福祉課）

- ・地域発生期の対策レベル 1 又は対策レベル 2 の対策と同様に実施する。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える必要がある。このため、地域発生早期において期間を定めて実施している社会活動制限の実施期間の終了をもって、状況に応じ対策レベル2又は対策レベル1の対策に切り替える。

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者が増加する可能性がある。このような状況においては、改めて、社会活動制限の実施期間及び実施区域を決定し、当該機関及び区域において、地域発生早期と同様の特措法に規定する緊急事態措置として社会活動制限を実施する。

④ 予防接種（健康福祉課）

県は、県内発生早期と同様、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国が行う特定接種に協力する。町は、特定接種に協力すると共に、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

国が緊急事態宣言を行っている場合には、町は、基本的対処方針及び県の対処方針を踏まえ、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種を行う。

⑤ 医療体制

ア 在宅療養患者への支援（健康福祉課）

町は、在宅で療養する患者への支援に関して、対策レベル1から対策レベル3まで共通して次の対策を行う。国、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（巡回、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応等を行う。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

地域の医療機関が不足した場合、国と連携し、医療機関における定員超過入院、医療従事者の確保、感染防止などの衛生面に配慮したうえで、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

イ 医療体制（健康福祉課）

県は、地域ごとの患者発生状況に応じて、対策の主眼をまん延防止から被害軽減（重症化予防）に切り替えるため、軽症者は在宅療養、重症者は入院という原則のもとに医療体制を移行する。移行にあたっては、新型インフルエンザ等の病原性、感染力の程度を踏まえ、有識者の意見を聴取するとして

いる。

また、地域の患者発生状況等を踏まえ、県内保健所が郡市医師会等と連携、協力し地域の実情に応じた切り替えを行う。

町は、医療体制に関して、県が対策レベルに応じて実施する次の対策に、県からの要請等に応じて協力する。

対策レベル1から3までに共通事項

- ア 相談センターの縮小・解除
- イ 一般医療機関が外来協力医療機関へ移行
- ウ 入院による感染抑制効果の低下、又は入院患者の病床数の超過による新型インフルエンザ等患者の入院措置の中止
- エ 空床情報収集・共有システムによる入院が必要な患者の紹介、受入れ
- オ 患者の病状に応じて、医療機関、消防等の協力による確定患者の感染症指定医療機関への搬送
- カ 県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出
- キ 県警察による医療機関・薬局における警戒活動

対策レベル1

- ア 一般医療機関における診療体制及び一般入院医療機関における入院体制
- イ 県内衛生研究所における重症者又は集団発生時の検査体制へ切り替え
- ウ 県内保健所は、医療機関医師会と連携し、医療体制の拡充・強化

対策レベル2

- ア 重症化が懸念される者は、一般医療機関から専用外来への紹介
- イ 入院医療機関・専門医療機関との連携

対策レベル3

- ア 外来協力医療機関の拡充、診療時間の延長、仮設外来の設置
- イ 感染防止のための医療サービスの確保（往診や在宅医療サービス）
- ウ 抗インフルエンザウイルス薬等のファックス処方の実施
- エ 空床情報収集・共有システムの稼働
- オ 入院施設のある病院への入院患者受け入れの協力依頼
- カ 医療関係者に対し必要な協力の要請
- キ 県内衛生研究所における死亡者、重症者又は集団感染を中心とした検査体制への切り替え
- ク 医師会と連携し、入院医療機関の確保・拡充及び医療資器材の確保

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

- 1 上記の対策の実施だけでは不足がある時には必要な措置を検討、実施
- 2 医療機関における定員超過入院時は、臨時の医療施設の設置

⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保

対策レベル 1 及び対策レベル 2

ア 事業者への業務継続要請（関係課）

町は県と連携して、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 物資の流通確保（関係課）

町は県と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資の不足等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

対策レベル 3

町は、対策レベル 1 及び対策レベル 2 の対策に加えて次の対策を実施、又は県に協力する。

ア 要援護者等への生活支援（健康福祉課）

- ・町は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、町民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配付等を行う。
- ・町は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、等を行う。

イ 遺体の火葬・安置（町民課）

- ・町は、県に協力し、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町及び近隣府県との情報の共有を図る。
- ・町は、遺体の搬送及び火葬査業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

国が緊急事態宣言を行っている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、地域発生早期と同様の対策を行う。また、地域感染期においては、これらに加えて、次の（４）及び（５）の対策を行う。

1 事業者のサービス水準の低下に係る町民への呼びかけ（健康福祉課）

町は県と連携し、町民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

2 生活関連物資等の価格の安定等（関係課）

町は県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要

請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

3 水の安定供給（上下水道課）

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

4 要援護者への生活支援（健康福祉課）

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等発生時の在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、訪問看護訪問診療、食事提供等）、等を行う。

5 埋葬・火葬の特例等（町民課）

町は、県から要請があった時は、可能な限り火葬炉を稼働させることを要請する。遺体の搬送の手配は県が行う。町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、県から要請があった時は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

5 小康期の対策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- 1 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 2 大流行は一旦終息している状況

小康期における対策の目的

- 1 町民生活及び町民経済の回復と流行の第二波へ備える

小康期における対策の考え方

- 1 第二波の流行の備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る
- 2 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民への予防接種をすすめる

(2) 対策の内容

①実施体制

実施体制について、評価、検討し、必要に応じ体制の見直しを行う。

ア 町対策本部の廃止

町は、国の緊急事態解除宣言が発出された時は、町対策本部を廃止し、状況に応じて、第二波の流行に備えた警戒体制に移行するなど、適切に対応する。(町対策本部)

イ 町は、実施した対策に関する対応記録を分析し、評価を行い、必要に応じ行動計画や事務内容の見直しを行う。(健康福祉課)

②情報収集・提供

情報収集・提供として実施した対策について、評価、検討し、必要に応じ体制の見直しを行う。

ア 情報の収集・提供

- ・町は、平常時のサーベイランスの継続、発生動向調査の評価、再流行の早期探知のため、国が学校等での集団発生の把握を強化している期間中は、これに協力する。(健康福祉課・企画課・こども教育課)
- ・町民への第二波に備えた情報提供を行う。県知事が第一波に対する安心宣言を発出した時は、速やかに町民へ伝達する。流行の第二波に備え、町民

への情報提供と注意喚起を行い、あらゆる機会を通じて広報等を図るなど、風評被害の防止に努める。(健康福祉課・企画課)

イ 相談窓口の縮小・廃止

町は、状況に応じて県と協議の上、相談窓口の縮小又は閉鎖を行う。相談窓口等に寄せられた問い合わせ、県や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(健康福祉課)

③予防・まん延防止

予防・まん延防止として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

ア 社会活動の制限等(関係課)

海外発生期(地域未発生期)と同様の対策に切り替え、第二波の発生に備えて、対策内容の見直しを行う。県内感染期において行った社会活動制限の要請を終了したときは、市町・関係機関・関係団体等へ周知される。

④予防接種

ア 住民接種の継続

町は、流行の第二波に備え、国及び県と連携して予防接種法第6条第3項に基づく住民接種をすすめる。(健康福祉課)

＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞

国が緊急事態宣言を行っている場合には、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種をすすめる。

⑤医療体制

ア 在宅療養患者への支援(健康福祉課)

町は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(巡回、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等)を行う。

イ 町は、県が行う平常時の医療体制への移行に対応する。

＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞

県内感染期の措置の縮小・中止

⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保

町民生活及び町民経済の安定の確保として実施した対策について、評価検討し対策の見直しを行う。

ア 要援護者への生活支援（健康福祉課）

町は、高齢者、障がい者等の要援護者に、引き続き必要な生活支援（巡回、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を行う。

イ 被害状況の確認と第二波に備えた業務の継続（関係課）

町は、県が行う事業者に対する被害状況等の確認や事業継続への支援に協力する。

＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞

国が緊急事態宣言を行っていた場合は、以下のとおり対応する。

国や県と連携し、但馬地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、特措法に基づく緊急事態措置を縮小又は中止する。

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は、さらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○外来協力医療機関

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の外来診察を行う医療機関。（通常、季節型インフルエンザを診ている一般医療機関から順次移行）

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○専用外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来のこと。

○相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するのから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言。

○緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大３年）や区域において実施するもの。

○空床情報収集・共有システム

感染症指定医療機関及び入院協力機関の空き病床数等の情報を集約し、県内の空き病床の状況を医療機関、医師会等へ情報提供する体制。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

見張り又は監視制度のこと。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもののこと。（感染症の予防及び感染症の

患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合のこと。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。

○パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）のこと。

○不顕性感染

病原体が体内に侵入して感染を受けても、症状をあらわさず健康人と変わらない状態をいう。これは疾病によって異なる。

○り患

病原体に接触したことにより、感染症にかかったことをいう。